

平成25年8月10日 (15:00)

**【照会先】**

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  
室長 補佐 喜田川典秀(内線2898)  
災害救助専門官 熊野 将一(内線2819)  
(代表電話)03(5253)1111  
(直通電話)03(3595)2614

8月9日からの大雨の被害にかかる災害救助法の適用について  
(第2報)

1 災害の概要

大雨による被害により、秋田県及び岩手県において多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、秋田県及び岩手県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【秋田県】 大館市 (おおだてし)	8月9日	8月9日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
鹿角市 (かづのし)	8月9日		
仙北市 (せんぼくし)	8月9日		
【岩手県】 ※岩手郡雫石町 (いわてぐんしずくいしちょう)	8月9日		

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置等